

老老発 0920 第 1 号
平成 30 年 9 月 20 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成 21 年 9 月 30 日老老発 0930 第 2 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づき実施しているところであるが、今般、別添の通り見直しを行い、平成 30 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」
の一部改正についての新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 前		改 正 後	
<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見 (略)</p> <p>(5) 医学的管理の必要性 医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にしレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含まれます。 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態（例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等）をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にしレ印をつけてください。 また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。 なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書に代わるものではありませんのでご注意ください。</p>		<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見 (略)</p> <p>(5) 医学的管理の必要性 医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にしレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含まれます。 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態（例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等）をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にしレ印をつけてください。 また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。 なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書に代わるものではありませんのでご注意ください。</p>	
(略)		(略)	
<u>看護職員の訪問による相談・支援</u>	<u>医療機関及び訪問看護ステーションの看護職員が訪問して、療養上の様々な課題・悩みに対する相談・支援を行うものをいう。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)		(略)	
(略)		(略)	